

業務方法書の一部変更（附則の制定）の件

このことについて、次の通り変更する。

1. 制定する附則

(1) 第13条第1項の規定にかかわらず、北海道内の加入生産者に係る平成30年度第3四半期の積立金の納入期限を、平成30年12月28日とする。

(2) 変更後の業務方法書は、平成30年9月6日に遡及して適用する。

2. 変更の理由

平成30年北海道胆振東部地震で被災した加入生産者および、事務処理に支障が生じた単協が、平成30年度第3四半期以降の契約数量の変更および、第3四半期の積立金の納入手続きに時間を要するため。

<関係条文>

業務方法書

(通常補てん積立金の納入)

第13条 基金は、毎四半期の開始前に、契約会員をして第11条の規定による単位数量当たりの通常補てん積立金の額に数量契約による当該四半期の対象数量を乗じて得た額を納入させるものとする。

業務方法書の一部変更新旧対照表

変 更 後	現 行	備 考
<p>輸入原料価格の算出に関する細則</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 第2における各月の平均輸入価格は、<u>財務省「貿易統計」の当該月の1ヶ月前の数値(速報値)を用い、各月の原料使用量は当該四半期末日の翌月に公益社団法人配合飼料供給安定機構が報告する数値を用いる。</u></p> <p>(注1)当該四半期が4-6月の場合、平均輸入原料価格は3-5月通関価格、原料使用量は4-6月工場使用量を用い、基準輸入原料価格は前年3月-当年2月通関価格、原料使用量は前年4月-当年3月工場使用量を用いる。</p> <p>(注2)輸入原料価格の確定値は、<u>毎年3月に前年1月分から12月分が明らかになることから、これと速報値を置き換える。</u></p> <p>(注3)原料使用量については、<u>毎年8月に前年4月分から当該年3月分が再報告されるのでこれに置き換える。</u></p> <p>附則1～4 [略]</p> <p>5 変更後の細則は、<u>理事会において議決のあった日から適用する。</u></p>	<p>輸入原料価格の算出に関する細則</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 第2における各月の平均輸入価格は、<u>当該月の1月前の財務省「貿易統計」の数値を用い、各月の原料使用量は農林水産省生産局畜産部飼料課編「飼料月報」の当該月の原料使用量を用いて算出する。</u></p> <p><u>なお、算出に用いる「貿易統計」及び「飼料月報」の数値は、それぞれの確定値が公表されるまでの間は、速報値を用いる。</u></p> <p>(注1)当該四半期が4-6月の場合、平均輸入原料価格は3-5月通関価格、原料使用量は4-6月工場使用量を用い、基準輸入原料価格は前年3月-当年2月通関価格、原料使用量は前年4月-当年3月工場使用量を用いる。</p> <p>(注2)「貿易統計」は<u>毎年3月に前年1-12月の確定値が、「飼料月報」は8月に前年4月-当年3月の確定値が公表される。</u></p> <p>附則1～4 [略]</p>	<p>機構の用語の修正への対応および、数値の入手先を明確にした。</p>

業務方法書の一部変更新旧対照表

変 更 後	現 行	備 考
<p>(契約の基金間移動)</p> <p>第9条の2 他基金の<u>会員又は単協</u>と配合飼料価格差補てん契約を締結している畜産経営者(以下「他基金の加入者」という。)が、基金の加入者として、また、基金の加入者が他基金の加入者として、基金と他基金(以下「3基金」という。)との間で加入先基金を変更(以下「基金間移動」という。)する場合には、別紙「配合飼料価格差補てん契約に係る基金間移動に関する細則」(以下「基金間移動細則」という。)の定めるところによるものとする。</p> <p>2 ～ [略]</p>	<p>(契約の基金間移動)</p> <p>第9条の2 他基金の<u>会員</u>と配合飼料価格差補てん契約を締結している畜産経営者(以下「他基金の加入者」という。)が、基金の加入者として、また、基金の加入者が他基金の加入者として、基金と他基金(以下「3基金」という。)との間で加入先基金を変更(以下「基金間移動」という。)する場合には、別紙「配合飼料価格差補てん契約に係る基金間移動に関する細則」(以下「基金間移動細則」という。)の定めるところによるものとする。</p> <p>2 ～ [略]</p>	<p>現行の業務方法書の条文では、「<u>会員</u>」と契約している畜産経営者以外は、基金間移動できないことになる。</p> <p>しかし、畜産基金の場合、一部の単協は畜産基金の「<u>会員</u>」ではない。全農基金の場合も、単協は全農基金の<u>会員</u>ではない。</p> <p>「<u>会員</u>」でない「単協」と契約している畜産経営者も、基金間移動を認めるべきだし、これまでも認めているので、「<u>会員又は単協</u>」という表現に改める。</p>

業務方法書の一部変更新旧対照表

変 更 後	現 行	備 考
<p>配合飼料価格差補てん契約に係る基金間移動に関する細則</p> <p>業務方法書第9条の2の規定による配合飼料価格差補てん契約に係る基金間移動については、業務方法書に定めるもののほか、この細則の定めるところによるものとする。</p> <p>第1 移動の条件</p> <p>1 3 <u>基金の会員または単協と、配合飼料価格差補てん契約を締結している畜産経営者（以下「加入生産者」という。）</u>が、翌四半期以降の契約先を、<u>他基金から基金に変更（以下「契約転入」という。）</u>すること、及び、<u>基金から他基金に変更（以下「契約転出」という。）</u>すること（以下「契約移動」という。）は、第1四半期または第3四半期からの契約移動に限って、申請できるものとする。</p> <p>2 加入生産者の基金間移動は、業務方法書第5条第2項の規定により定めた基金の継続する4事業年度期間中、4回の契約移動を限度とする。</p> <p>その回数は一の契約移動申請者について、基金から他基金への転出、他基金から基金への転入、又は他基金から他の他基金への移動をそれぞれ1回とする。</p>	<p>配合飼料価格差補てん契約に係る基金間移動に関する細則</p> <p>業務方法書第9条の2の規定による配合飼料価格差補てん契約に係る数量契約の基金間移動については、業務方法書に定めるもののほか、この細則の定めるところによるものとする。</p> <p>第1 移動の条件</p> <p>1 3 <u>基金の会員と配合飼料価格差補てん契約を締結している畜産経営者（以下「加入生産者」という。）</u>が、<u>他基金から基金への数量契約の転入（以下「契約転入」という。）</u>及び<u>基金から他基金への数量契約の転出（以下「契約転出」という。）</u>（以下「契約移動」という。）は、第1四半期または第3四半期からの契約移動に限って、申請できるものとする。</p> <p>2 加入生産者の基金間移動は、業務方法書第5条第2項の規定により定めた基金の継続する4事業年度期間中、4回の契約移動を限度とする。</p> <p>その回数は、一の契約移動申請者について、基金から他基金への転出、他基金から基金への転入、又は他基金から他の他基金への移動をそれぞれ1回とする。</p>	<p>(1)基金間移動により、「数量契約」だけでなく、「基本契約」も他基金との契約に変更するので、「数量契約の」を削除する。</p> <p>(2)「会員または単協」とする。</p> <p>(3)移動前と移動後は、契約先・対象期間・契約数量が異なるため、「数量契約の転入」・「数量契約の転出」という表現を、「契約先を他基金から基金に変更」・「基金から他基金に変更」という表現に改める。</p>

業務方法書の一部変更新旧対照表

変 更 後	現 行	備 考
<p>3 加入生産者は、基金間移動に当って、<u>単協、会員との契約又は荷受組合に委任した契約を契約移動の最小単位とみなして申請できるものとする。</u></p> <p>4 一の<u>契約を複数の契約に分割</u>することは、業務方法書及びこの細則による<u>契約移動とはしないこととする。</u></p> <p>5 第3四半期からの基金間移動の場合、第3及び第4四半期の契約数量は転出元基金での契約数量とし、年度途中で契約数量は変更できないものとする。</p> <p>6 第1四半期からの基金間移動の場合の別途納付金の対象数量は、転出元と契約した前年度契約数量（前年度の第3四半期にも基金間移動を行っている場合は、第1及び第2四半期の転出元との契約数量を加算）より転入先と契約する当該年度数量が増加した場合、その増加数量とするものとする。</p> <p>第2 移動の手続き</p> <p>1 契約移動を申請する者は、別紙様式1の基金間移動申請書を、次の期限までに必着するよう提出しなければならぬ。</p> <p>(移動時期) (1号会員の基金への提出期限)</p> <p>第1四半期 3月15日</p> <p>第3四半期 8月15日</p>	<p>3 加入生産者は、基金間移動に当って、<u>単協、2号会員又は1号会員との数量契約を一の契約移動の単位とみなして申請できるものとする。</u></p> <p>4 一の<u>数量契約を複数の数量契約に分割</u>することは、業務方法書及びこの細則による<u>契約移動とはしないこととする。</u></p> <p>5 第3四半期からの基金間移動の場合、第3及び第4四半期の契約数量は転出元基金での契約数量とし、年度途中で契約数量は変更できないものとする。</p> <p>6 第1四半期からの基金間移動の場合の別途納付金の対象数量は、転出元と契約した前年度契約数量（前年度の第3四半期にも基金間移動を行っている場合は、第1及び第2四半期の転出元との契約数量を加算）より転入先と契約する当該年度数量が増加した場合、その増加数量とするものとする。</p> <p>第2 移動の手続き</p> <p>1 契約移動を申請する者は、別紙様式1の基金間移動申請書を、次の期限までに必着するよう提出しなければならぬ。</p> <p>(移動時期) (1号会員の基金への提出期限)</p> <p>第1四半期 3月15日</p> <p>第3四半期 8月15日</p>	<p>(1) 畜産基金の場合、単協・2号会員・1号会員の他に「4号会員」があるので、「会員」という表現に改める。</p> <p>また、商系基金との基金間移動の場合、加入生産者が、荷受組合（注；契約事務や、積立金の徴収・納入を行う、飼料メーカー別の代理店組織）に委任して作成した契約の移動を、移動回数1回と数えるため、表現を改める。</p> <p>(2) 「数量契約」だけでなく、「基本契約」も他基金との契約に変更するの で、「数量」を削除する。</p>

業務方法書の一部変更新旧対照表

変 更 後	現 行	備 考
<p>2 基金は、移動申請書の内容について、他基金及び公益社団法人配合飼料供給安定機構（以下「機構」という。）に照会のうえ、移動申請書ごとに基金間移動の可否を判断し、その結果を1号会員に通知するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u><削除></u></p> <p>3～ [略] 附則 1～4 [略]</p> <p>5 この細則の変更は、平成31年度第1四半期の基金間移動の申請から適用する。</p>	<p>2 基金は、移動申請書の内容について、他基金及び公益社団法人配合飼料供給安定機構（以下「機構」という。）に照会のうえ、移動申請書ごとに基金間移動の可否を判断し、その結果を1号会員に通知するものとする。</p> <p>また、基金は、契約転入の場合はその可否を他基金へ通知するとともに、契約転出の場合はその適合性の可否を他基金から通知を受けるものとする。</p> <p>3～ [略] 附則 1～4 [略]</p>	<p>・基金は、この細則で定められた条件（移動回数・移動可能数量・最小移動単位・申請書の提出内容）に合致するかどうかを基準にして、基金間移動申請書の承認・非承認を決定し、1号会員（全農）に通知している。</p> <p>しかし、他基金に承認・非承認を通知する必要はないし、通知していないため、下線の部分を削除する。</p>

業務方法書の一部変更新旧対照表

変 更 後	現 行
<p style="text-align: center;">基金間移動申請書</p> <p style="text-align: center;">配合飼料安定基金契約移動申請書</p> <p>(転入先) 平成 年 月 日 (転出先) 殿 殿</p> <p>(申請者) 〒 住所 氏名 ㊦</p> <p>このたび、私は、平成 年度第 四半期より、(一社) 全国配合飼料供給安定基金、(一社) 全国畜産配合飼料価格安定基金、(一社) 全日本配合飼料価格畜産安定基金)の<u>会員又は単協</u>と締結している契約を(一社) 全国配合飼料供給安定基金、(一社) 全国畜産配合飼料価格安定基金、(一社) 全日本配合飼料価格畜産安定基金)の<u>会員又は単協</u>に下記のとおり変更したく、移動申請前の数量契約書を添えて申請します。</p> <p style="text-align: right;">記 以下省略</p>	<p style="text-align: center;">基金間移動申請書</p> <p style="text-align: center;">配合飼料安定基金数量契約移動申請書</p> <p>(転入先) 平成 年 月 日 (転出先) 殿 殿</p> <p>(申請者) 〒 住所 氏名 ㊦</p> <p>このたび、私は、平成 年度第 四半期より、(一社) 全国配合飼料供給安定基金、(一社) 全国畜産配合飼料価格安定基金、(一社) 全日本配合飼料価格畜産安定基金)の<u>会員と締結している数量契約を</u>(一社) 全国配合飼料供給安定基金、(一社) 全国畜産配合飼料価格安定基金、(一社) 全日本配合飼料価格畜産安定基金)へ下記のとおり移動したく、移動申請前の数量契約書を添えて申請します。</p> <p style="text-align: right;">記 以下省略</p>
	<p>(1)「数量」を削除する。</p> <p>(2)「会員又は単協」とする。</p> <p>(3)「数量契約の移動」を「契約の変更」に改める。</p>